

平成 27 年度
タブレットを利用した
浪江町きずな再生・強化事業
(開発・コミュニケーション系アプリ)

仕 様 書 (案)

平成 27 年 7 月

福島県双葉郡浪江町

目次

| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 調達件名 | 3 |
| 2. 本事業の背景 | 3 |
| 2.1. はじめに | 3 |
| 2.2. 浪江町民の現状と課題 | 4 |
| 3. 本事業の目的 | 5 |
| 3.1. 町民同士のコミュニケーション基盤の作成 | 5 |
| 3.2. 町からの情報発信の強化 | 5 |
| 3.3. 町民が活動の場をひろげる機会の提供 | 5 |
| 4. 昨年度の取り組み | 5 |
| 4.1. アプリケーション開発 | 5 |
| 4.2. サポート | 7 |
| 5. 現在の利用状況と課題 | 7 |
| 6. タブレット端末配布の状況 | 10 |
| 6.1. 提供しているタブレット端末について | 10 |
| 6.2. 通信の提供 | 11 |
| 7. タブレット事業の体制 | 11 |
| 8. 本事業の方針 | 11 |
| 8.1. 受託事業者を求めること | 11 |
| 8.2. アジャイル開発 | 11 |
| 8.3. オープンソース | 12 |
| 9. 今年度のアプリケーション開発および調達範囲 | 12 |
| 9.1. 今年度のアプリケーション開発 | 12 |
| 9.2. 本事業の調達範囲 | 12 |
| 10. スケジュール | 12 |
| 10.1. 履行期間 | 12 |
| 10.2. 遵守すべきマイルストーン | 12 |
| 11. 作業内容と役割分担 | 13 |
| 11.1. 作業内容 | 13 |
| 12. 事業者選定および契約締結、支払い等について | 16 |
| 12.1. 提案内容 | 16 |
| 12.2. プレゼンテーション | 17 |
| 12.3. 事業者選定 | 17 |
| 12.4. 契約締結 | 18 |
| 12.5. 事業開始にあたって | 18 |
| 12.6. 支払い | 18 |
| 13. 契約事項 | 18 |
| 13.1. 再委託 | 18 |
| 13.2. 知的財産の帰属等 | 18 |
| 13.3. 秘密厳守 | 19 |
| 問い合わせ先 | 19 |
| 特記 | 19 |

1. 調達件名

平成 27 年度タブレットを利用したきずな再生強化事業（開発・情報発信系）
または（開発・コミュニケーション系アプリ）

2. 本事業の背景

2.1. はじめに

当町では、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災と津波、及びその後発生した東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染被害により、2 万人以上の全町民が避難生活を余儀なくされた。震災後 4 年を経過した現在もなお全国各地での町民の避難生活は続いており、浪江町は復興計画に記された「どこにいても浪江町民」の言葉のもと、全国に住む町民への行政サービスを続けている。

震災前までは近所付き合いを行っていた人々や家族が、離れた場所で生活することになってしまっていることも多い。長い年月をかけて育まれてきた地域のつながりが失われた状況で、町から町民への情報提供が十分に行えないことに加えて、これまで地域のネットワークを通じて実現されてきた共助関係も失われてしまった。元々の住み慣れた場所から離れて生活することの苦勞に加え、助け合いの関係が希薄化してしまったことによる震災関連死も増加している。

当町は、物理的に広範囲に避難している町民に対して情報を届け、失われた地縁を補う為には ICT ツールの活用が有効であると考え、昨年度、タブレット端末を希望する全世帯に配布するとともに町独自のアプリケーションを開発した。今年度も引き続き独自のアプリケーション開発をおこない、町民同士のきずなの再生、町からの情報発信の強化、町民生活の質の向上という事業目的の達成を目指す。

町民は全国に広域避難しており、生活環境は多様化している。また、情報収集などに課題を抱え、タブレット端末の活用を本当に必要としている町民は、これまでタブレット端末に触れたことのなかった高齢者が多い。そのため、本事業では徹底的に町民目線・町民協働での開発を行う事により、町民に必要とされるサービスを提供する。具体的には、ユーザーインタビューやユーザーの実地検証を取り入れ、町民の要望を機能として積極的に取り込むプロセスで開発を進めていく。

本仕様書を作成する過程においても福島県内外での町民へのインタビューを複数回おこなった。加えて、プロトタイプを作成し、利用者である町民に再度インタビューをおこなった。本仕様書には、その成果が色濃く反映されている。本事業の趣旨に賛同し、町と共に町民と向き合い一緒に開発を行う事業者の参加を期待し、本事業の調達を行うものである。

2.2. 浪江町民の現状と課題

2.2.1. 町民の避難状況

浪江町民は、全国に約 2 万人、約 1 万世帯存在する。そのうち約 7 千世帯が福島県内に避難しており、残りの約 3 千世帯が福島県外に避難をしている。福島県内には、30 ヶ所に仮設住宅があり、約 3,600 人が暮らしている。県外においては、福島県の地方紙や地方局を見ることができないため、取得できる情報は限られている。町もタブレット端末を配布する前から、ホームページによる情報発信や、県外への新聞郵送の支援などをおこなってきたが、町民間における情報格差が生まれている状況にある。

2.2.2. 浪江町の人口構成

浪江町の人口構成比率は、60 代以上が全体の 37%を占めている。町民へのインタビューにおいても、家族や友人、知人と離れて避難している、老夫婦や、独居の高齢者もおり、孤独感を感じている人が少なくないことがわかった。震災関連死が今も増え続けていることから、かつて地域にあったコミュニティが失われたことで、セーフティネットが喪失し、町民の健康状態も憂慮される事態である。

2.2.3. 考え方、ライフスタイルの違い

平成 25 年 4 月に、放射線量に基づいて、浪江町内のエリアが 3 つに区分けされた。避難指示解除準備区域、居住困難区域、帰還困難区域の 3 つで、現在、避難指示解除準備区域や居住制限区域は、日中の立ち入りができるものの、帰還困難区域については、年 15 回の立ち入りに制限されている。町民は、居住していたエリアによって、置かれている状況が異なることに加えて、放射線に対する考え方、家族構成やライフスタイルによっても、浪江町に対する考え方は様々である。

2.2.4. 町民への生活支援体制

浪江町では、浪江町復興支援員を全国 10 拠点に約 30 名配置し、戸別訪問や交流会の開催など知らない土地での避難生活を支援している。また、福島県内では社会福祉協議会の職員が戸別訪問やイベントなどの開催を定期的におこなっている。その他にも、福島県内外の非営利団体や企業などの協力を得て、町民に対する生活支援を継続的におこなっている。

2.2.5. 今後の見通し

現在、町内全域に出されている避難指示は、平成 29 年 3 月に一部解除されることを想定している（延期するかどうかの判断は平成 28 年 3 月までに行う）。町民の意向調査では、避難指示解除後に浪江町に帰還したいかの問いに対して、「すぐに・いずれ戻りたいと考えている」が 17.6%、「まだ判断がつかない」が 24.6%、「戻らないと決めている」が 48.4%となっている（平成 26 年 8 月調査）。

3. 本事業の目的

本事業では、浪江町民が抱えている課題および不安を軽減し、浪江町民が豊かな生活をおくれるよう支援するために、アプリケーションを活用した町民同士のコミュニケーション基盤の作成、町からの情報発信の強化、町民が活動の場をひろげる機会の提供を行う。

3.1. 町民同士のコミュニケーション基盤の作成

離れ離れに暮らしている町民同士が、気軽にコミュニケーションをとりあう仕組みをつくる。さらに、孤立化が心配される単身や高齢の町民に対しても、困り事を共有し見守り合える地域コミュニティの役割を再構築することを目的とする。

3.2. 町からの情報発信の強化

全国に避難し情報が届きにくくなっている浪江町民に対し、浪江町の行政情報や復興の進捗状況など浪江町に関する情報を発信する。浪江町が発信する情報以外にも各種メディアや町民自身による浪江町や福島県の情報を伝える。また、ふるさとの文化や町民主催の催しものや風物詩などを発信することで、ふるさととの絆を維持することを狙う。

3.3. 町民が活動の場をひろげる機会の提供

住み慣れた浪江町を離れた町民が避難先での生活に必要な情報を取得しやすくするために、個々の生活状態に応じて必要な情報、有用な情報をわかりやすい状態で提供する。さらに、アプリケーションの利用を契機としたコミュニティ形成とイベントへの参加など、活動の場をひろげる機会を提供する。また、既存のアプリケーションの利用についても、積極的に紹介、サポートをすることで、町民の生活が豊かになることを目指す。

4. 昨年度の取り組み

当町では、平成 27 年 1 月末からタブレット端末の配布を開始し、4 月末までに約 5,700 台の配布をおこなった。

4.1. アプリケーション開発

昨年度、当町では 4 つのアプリを開発し、町民に配布したタブレット端末に搭載した。4 つのアプリの概要は以下の通りである。なお、アプリは Google Play で公開されているとともに、ソースコードは Github で公開されている (<https://github.com/codefornamie>)。

4.1.1. なみえ新聞（ウィジェットを含む）

なみえ新聞は、平日 17 時に浪江町や福島県に関する情報を配信する。浪江町ホームページの新着情報や浪江町の Facebook 投稿、福島民報社から

提供された福島県内の主要ニュースやおくやみ情報、福島テレビ社提供のお昼のニュース（Youtube 動画）を自動的に取得、配信している。その他にも、4.1.2 で説明するなみえ写真投稿によって町民が投稿した写真や、町および復興支援員が発信するイベント情報が掲載されている。これらの記事は配信前に役場が管理ツールを用いて、記事の選定や並び替えをおこなっている。

なみえ新聞は配布したタブレット端末のウィジェットの一部分を構成している。ウィジェットには浪江町タブレットのオリジナルキャラクター「うけどん」が吹き出しで町民に向けてメッセージを発している。管理ツールを用いてメッセージや「うけどん」の画像を差し替えることができる。

なお、なみえ新聞は Google Play で公開されているが、著作権に加えて、写真投稿が町民のみの閲覧を前提として投稿されているため、町民以外には記事の閲覧が一部に限られている。記事閲覧の制限はなみえ新聞独自のアカウントとパスワードによっておこなわれている。

4.1.2. なみえ写真投稿

なみえ写真投稿は、町民が自ら撮影した写真をなみえ新聞に投稿するためのアプリである。タブレット端末で撮影した写真などタブレット端末内に保存されている写真を選択し、コメントと名前（ニックネーム）を入力した後、投稿することができる。操作はウィザード形式でおこなうなど、初心者にも配慮をしている。

4.1.3. なみえタブレット道場

なみえタブレット道場は、タブレットやアプリの操作方法を動画（YouTube）でわかりやすく解説するアプリである。電源の入れ方といった基本操作から、LINE で友達になる方法といった内容まで、3～10 分程度の動画を見ることができる。動画は白帯、茶帯、黒帯とレベル別に分かれており、ひとつの動画を見終わると次の動画を見ることができる形式になっている。

4.1.4. なみえ放射線情報

浪江町役場が登録する放射線データを蓄積、地図上にマッピングして閲覧するアプリ。

また、町民自身が専用の放射線量計で計測した放射線量データも同様に蓄積・閲覧ができる。

※本事業では改修しない想定。

4.1.5. 管理ツール

上記のアプリの運用業務を裏側から行うための管理画面を開発した。

「なみえ新聞」では記事の投稿や順番の入れ替え、「なみえ放射線情報」ではデータの一括登録を行うことができる。

4.2. サポート

なみえタブレット道場の開発以外にも、当町では町民のタブレット端末活用をサポートするために様々な取り組みをおこなってきた。

4.2.1. 講習会の開催

平成 27 年 2 月から始まった福島県内外でのタブレット講習会には 5 月末までに計 40 回開催し、町民約 1,700 人が参加した。1 回の講習会参加者は、最大 150 名程度で、講義と演習形式によるセミナー形式を主としながらも、個別相談の時間もとっている。当町としては今年度も継続して県内外でのタブレット講習会を開催していく予定である。

4.2.2. サポートセンターの設置

平成 27 年 2 月から浪江町タブレット専用のサポートセンター（フリーダイヤルのコールセンター）を事業者に委託し、運営している。サポートセンターの対応時間は平日 9 時から 17 時までで、タブレットの基本操作やトラブルに関する問い合わせなど、1 日約 20 件の電話に対応している。

4.2.3. 操作マニュアルの配布

当町では、タブレット端末に約 50 ページカラー刷りの操作説明書を同梱して配布している。電源の入れ方といった基本操作から LINE の使い方まで、写真を用いて説明している。

5. 現在の利用状況と課題

5.1. 現在の利用状況

5.1.1. タブレットの利用状況

5.1.1.1. 稼働率

現在配布されているタブレット端末のうち、今年 5 月に 1 回でも起動された端末は約 83%、6 月の利用率が 79%と、下降傾向にある。日次では、40%前後の起動率である。

5.1.1.2. 年齢分布

利用している世帯では、50 代の利用が最も高い。一方で、人口の 4 割を占める 60 代以上の世帯ではタブレットの利用者が少ない。

5.1.1.3. 利用傾向

50 代以下や 60 代の一部の世帯では、自身でアプリをダウンロードしたり、YouTube を閲覧するなどタブレットを活用しているが、60 代以上の世帯の多くは、「なみえ新聞」やホームページ閲覧にとどまっている。また、本来の目的である町民同士のつながりについては、LINE の利用を推奨してきたが、セキュリティ上 LINE ID の設定

を行っていないため、遠隔地の友人と連絡先を交換することのハードルや、高齢者には理解しづらいユーザーインターフェースが障害となり、広まっていないのが現状である。

5.1.2. なみえ新聞

5.1.2.1. 閲覧数

なみえ新聞は平日は1日平均約1600ユーザ※が閲覧しており、1回平均で2~3程度の記事を閲覧している。閲覧数は下降傾向にある。

また、土日祝日は、新聞は休刊としており、アクセスが減ってしまう。タブレット利用を習慣化しない要因とも考えられる。町民からも「土日のおくやみが見たい」などの声がある。

※1セッションを、1ユーザと仮定。

5.1.2.2. 閲覧されているコンテンツ

利用もっとも閲覧されているのは写真投稿コーナーで、平均2000PV、次いでお悔やみ情報が平均600PVとなっている。

それ以外では、福島県内のニュースがメインコンテンツとなっているため、県外避難者には有益だが、県内避難者は、見たいコンテンツが少ないのが現状である。県内ニュースは、1記事のアクセスが100程度のものが多い。記事としては、タイトルに「浪江町」や町内の地名が入っているとアクセス数が伸びる傾向にある。浪江関連する記事だけ読みたいという声もあがっている。一方で浪江関連のコンテンツは少ないため、今後増やしていく予定である。

5.1.3. なみえ写真投稿

5.1.3.1. 投稿数

写真投稿は4月のピーク時には、一日30件以上投稿され、日々の平均でも20件程度あったが、7月には、一日平均10件強と下降傾向にある。

5.1.3.2. 投稿の傾向

町民同士で集まった際の集合写真や、旅行の写真や花、ペットなどの写真がメインとなっている。現在は投稿された写真をそのまま掲載しており、今のところ公序良俗に反するような投稿は見られないため、これを維持していきたい。講習会のアンケートで、写真投稿を利用したいかという設問に対しては、半数以上の人が「わからない」「利用しない」と答えており、投稿へのハードルが高いことが伺える。そうした心理を反映してか、投稿するユーザが固定化する傾向にある。また、投稿した写真に対する反応が見えないため、繰り返し投稿したいという誘因がない。

5.1.4. なみえタブレット道場

5.1.4.1. 閲覧数

リリース当初は、一日平均500ユーザのアクセスがある人

気コンテンツだったが、6月現在は60前後で推移している。

5.1.4.2. 動画再生数

動画24本を順番に閲覧する方式となっているため、冒頭の動画がほぼ全員閲覧している一方、最後の動画までたどり着いたのは、500人程度と約1割にとどまっている。町民からは、「LINEの使い方が見たいが、そこまでたどりつかない」などの声もあがっている。

また、配布から半年を経過し、現在用意されている動画以外にも、トラブル解決方法やアプリの利用法を解説してほしいというニーズが高まっている。「なみえ新聞」で同様の記事を掲載すると、閲覧数が伸びる傾向にある。

5.2. 主な課題

昨年度からタブレット事業を進める中で、主に以下の課題が顕在化してきた。当町としては、本調達以外も含めて総合的に課題解決を進めていく。

1. 利用をやめない仕組みづくり
 - なみえアプリの起動・表示までの時間を短くする
 - なみえアプリの電力消費が早い
 - 3G回線でも利用できる”軽い”アプリの開発
2. 利用したくなる仕組みづくり
 - ユーザに飽きさせない話題提供、紙面づくり
 - ユーザの属性、興味に合わせた記事提供
 - すべての人が参加しやすい雰囲気づくり、企画提供
3. 町民同士がさらにつながりやすい仕組みづくり
 - 高齢者でも操作しやすいユーザーインターフェースで町民同士がテレビ電話やメッセージのやり取りができるアプリの開発

5.3. KPI

- 5.3.1. 端末起動率 日次で80%以上
- 5.3.2. なみえ新聞
 - 新聞起動率 日次で70%以上
 - 滞留時間 20分
 - 3000PV級の記事3本
- 5.3.3. なみえ写真投稿
 - 投稿数 日次で平均60件
 - 新規ユーザを月次で10人増やす
 - 継続率 月一回投稿するアクティブユーザが300人
- 5.3.4. つながっぺ
 - ダウンロード数 3500
- 5.3.5. 見守り
 - 見守る人 300人
 - 見守られる人 600人

6. タブレット端末配布の状況

6.1. 提供しているタブレット端末について

6.1.1. 配布台数

平成 27 年 6 月末現在 約 5700 台
平成 28 年 3 月末 約 7000 台想定

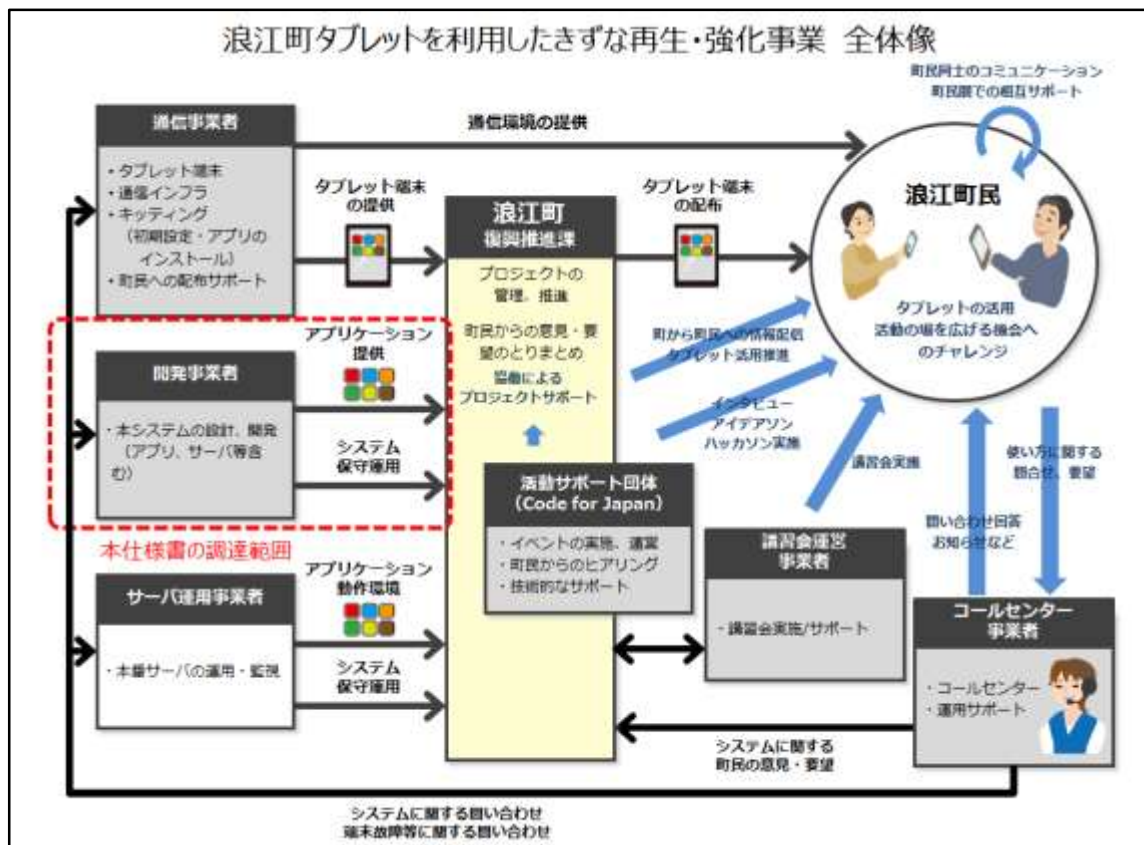
6.1.2. 機種

ASUS 社製の TF303CL となっている。
平成 27 年 8 月以降の新規配布分については、Lenovo 社製の YOGA Tablet 2-10 に切り替え配布予定。

6.2. 通信の提供

配布したタブレット端末ではソフトバンク社の提供する 4G/LTE および 3G 回線を利用することができる。通信環境が悪いエリアがある場合にはソフトバンク社が対応をおこなう契約となっている。通信量については1 端末あたり一ヶ月 7GB までの制限があり、この制限を超えると通信速度が低下する契約になっている。

7. タブレット事業の体制



8. 本事業の方針

8.1. 受託事業者に求めること

当町が受託者に求めるのは、町民が使いやすく、毎日見たいと思ってもらえ、喜んでもらえるアプリをつくることである。

8.2. アジャイル開発

本事業のアプリケーション開発は、本当に使われるものを目指し、動くアプリケーションを早く開発し、検証と機能追加を繰り返す方法で進めていことを想定してい

る。

8.3. オープンソース

本事業で開発するアプリは、原則としてオープンソースのライブラリを用いて開発する。

また、本事業で開発したアプリケーションのソースコードは、GitHub で再利用可能なものとして公開する。

9. 今年度のアプリケーション開発および調達範囲

9.1. 今年度のアプリケーション開発

現在の課題に加えて、町民へのユーザインタビューの結果を踏まえて、今年度、当町は下記の開発をおこなう予定である。

なお、既存のアプリについては現在のソースコードの活用を前提とはしない。両者が協議の上、効率的かつリスクの少ない方法を選択することとする。

- ①なみえ新聞の改善
- ②ウィジェットの改善
- ③なみえ写真投稿の改善
- ④なみえタブレット道場の改善
- ⑤管理ツールの改善
- ⑥記事投稿ウェブアプリ版の改善
- ⑦見守りアプリの新規開発
- ⑧コミュニケーションアプリの新規開発

9.2. 本事業の調達範囲

本調達の対象は、上記開発の内、⑧である。①と②、③、④、⑤、⑥、⑦については、「平成 27 年度 浪江町きずな再生・強化事業（情報発信系アプリ）」が対象となる。

各アプリの詳細については、仕様書別添（1）を参照すること。

10. スケジュール

10.1. 履行期間

本調達の履行期間は、契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日迄とする。

10.2. 遵守すべきマイルストーン

本システム設計・構築で遵守すべきマイルストーンを以下に示す。本システム設計・構築の詳細スケジュールを策定する際には、これらのマイルストーンと矛盾がないようにすること。

表 マイルストーン

| 大項目 | 小項目 | 期日 |
|---|---------|------------------|
| 平成 27 年度 浪江町き ずな再生・強化事業 (情報発信系アプリ) | アプリリリース | 平成 28 年 1 月上旬 |
| | 最終稼働報告 | 平成 28 年 3 月 31 日 |
| 平成 27 年度 浪江町き ずな再生・強化事業 (コミュニケーション 系アプリ) | アプリリリース | 平成 28 年 1 月中旬予定 |
| | 最終稼働報告 | 平成 28 年 3 月 31 日 |

※OS アプリについては、リリース期日までに申請を終えることとする。

11. 作業内容と役割分担

当町の業務時間は平日 8:30 から 17:15 となっている。委託業務の時間については、両者がもっとも効率的に業務のおこなえる時間を両者協議の上、定めるものとする。

当町の想定する業務は以下の通りである。

11.1. 作業内容

11.1.1. プロジェクト管理

受託事業者は、当町と合意したスケジュールに対し、業務が遅延なく進捗し、構築するシステムの品質を保証するために、適正なプロジェクト管理の基に作業を実施する。

11.1.2. アプリケーション開発

受託事業者は、本仕様書および仕様書別添に記載されたアプリケーションの構築を行う。ただし、両者の協議や町民へのヒアリングなどを踏まえて、両者が合意の上で変更できるものとする。

11.1.3. グラフィックデザイン

受託事業者は、当町のクリエイティブディレクションに従いアプリケーションに必要なアプリケーションの UI、キャラクタースタンプなどグラフィックデザインを実施する。

11.1.4. アプリケーション保守

リリース後1ヶ月は、開発体制を維持すること。その後は、本システムのアプリケーションに関する運用、調査、バグ修正の対応のために必要最な体制を確保すること。

11.1.5. ドキュメント作成

開発した各アプリケーションのドキュメントを作成する。

11.1.5.1. 設計書

開発プログラムの機能一覧として、API 一覧、エラーメッセージ一覧、データベースのテーブル一覧、画面一覧、利用しているソフトウェアおよびライセンスの一覧などを作成すること。

11.1.5.2. 環境構築および導入手順書

本番環境のシステム概要、サーバー構築・デプロイ手順、アプリケーションのビルド手順、およびタブレット端末側で初期設定として必要な手順について記述する。

11.1.5.3. テスト仕様書および結果報告書

プログラムにより自動実行できるテストについては実行手順のみを記述する。ただしテストがすべてパスすることを前提とする。手動実行が必要なテストについては、テストの内容と実行手順、結果について記述する。

以下に表形式で受託事業者と当町間の役割分担を概略で示す。

| 作業項目 | 作業詳細 | 受託事業者 | 浪江町 |
|----------------------|---|-------|-----|
| プロジェクト管理 (事業全体) | 進捗管理 品質管理 課題管理 リスク管理 変更管理 システム構成管理 文書管理 情報セキュリティ管理 | ○協力 | ◎ |
| プロジェクト管理 (システム開発) | 進捗管理 品質管理 課題管理 リスク管理 変更管理 システム構成管理 | ◎ | ○協力 |

| | | | |
|--------------------|--|---|-----|
| | 文書管理 情報セキュリティ管理 プロダクトバックログ管理 | | |
| アプリ設計・開発 | 設計、開発 | ◎ | - |
| UIデザイン ディレクション | 画面遷移やワイヤーフレーム などユーザ導線の設計、グラフィックデザインの方針・指示出し、チェック | - | ◎ |
| UIデザイン UIデザイン作成 | グラフィックデザインの作成 | ◎ | - |
| 単体テスト、結合 テスト | 自動テスト・ツール作成 ツール実行手順書の作成 テスト実施 | ◎ | - |
| 総合テスト | テスト計画、テストシナリオ 作成、テスト結果報告（品質 判断） | ◎ | ○承認 |
| 性能テスト・負荷 テスト | テスト計画、テストシナリオ 作成、ツール作成 ツール実行手順書の作成、テ スト結果報告（品質判断） | ◎ | - |
| 移行 | 移行計画策定 移行リハーサル実施 移行結果報告 | ◎ | ○承認 |
| 環境構築 | 本番環境のシステム概要作成 サーバー構築・デプロイ手順 書作成 アプリケーションのビルド手 順書作成 タブレット端末側で初期設定 として必要な手順書作成 本番環境構築実施 動作確認 | ◎ | ○承認 |
| 運用テスト | テスト計画策定 テストシナリオ作成 テスト結果報告（品質判断） | ◎ | ○協力 |
| アプリケーション | 運用 | ◎ | - |

| | | | |
|-----------------|------------|-------|-----|
| 保守 | 調査 バグ修正 | | |
| 保守事業者への引き継ぎ資料作成 | 運用手順書作成 | ◎ | ○承認 |
| ユーザマニュアル作成 | マニュアル作成 | ○素材提供 | ◎作成 |

12. 事業者選定および契約締結、支払い等について

12.1. 提案内容

今回の調達における提案に際しては、①価格②開発計画③事業実施体制④仕様改善の4つを提案書様式に従って記載すること。

12.1.1. 価格提案

価格については、総額だけではなく、様式に従って下記の項目ごとの費用を明記すること。なお、支払いにあたっては、原則、提案書に記載の単価をもとに実績精算をおこなうこととする。

12.1.1.1. 人件費

事業に従事する者に係る費用を計上すること。各アプリの機能ごとに単価と工数を入力する。様式に記載のない費用が発生する場合は、適宜、追加すること。ただし、仕様書および仕様書別添から費用の要否が判断できないときは当町に問い合わせること。

12.1.1.2. 事業費

主に以下の費目を想定しているが、必要に応じて、追加すること。

12.1.1.2.1. 旅費交通費

事業に必要な出張に係る経費。会議やヒアリングなどに必要な経費を計上すること。

会議は、12月末まで週に1回、浪江町役場二本松事務所でおこない、事業者側は3名の出席を基本とする。ただし、状況に応じて、オンラインも活用し、効率化を図ることとする。

ヒアリングは、10月と11月、12月に1度ずつおこない3人が同行することとする。

12.1.1.2.2. ソフトウェア費用

アプリケーションの構築および運用に必要なソフトウェアライセンスの購入は原則として事業者がおこなう。ただし、当町と事業者の契約が平成28年3月までであることを踏まえて、極力、来年度以降の費用が発生しないよう配慮すること。

12.1.1.2.3. ツール費用

必要に応じて、ツール類も経費に含めること。ただし、Redmine と GitLab を利用する場合、当町の環境を利用できる。

12.1.1.3. 一般管理費

事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難な間接費。契約締結時の条件に基づいて、一定割合の支払いをするものとする。ただし、人件費と事業費の合計額に対して10%を上回る場合は、その根拠を説明すること。

12.1.2. 事業実施体制提案

今回の開発において想定している要員とその役割、稼働割合を記載すること。要員については提案時点で決まっている範囲で記入すること。各要員の過去の実績や経験は評価対象となる。

12.1.3. 開発計画提案

開発を進めるにあたっての計画・管理手法・フレームワーク・スケジュール・会議体・利用するツールなど提案すること。
一般に提唱されているアジャイル開発に厳密に合致している必要はないが、提案内容が妥当と考える理由を明記すること。

12.1.4. 仕様改善提案

本仕様書および別添の仕様書を踏まえて、アプリ・システムをよりよくするためのアーキテクチャやフレームワーク、ユーザビリティの改善などがあれば記載する。提案の実現性が高く、事業目的、KPI に合致していることを評価する。

12.2. プレゼンテーション

参加事業者は、提案内容に関して提案書提出後、所定の日浪江町役場二本松事務所にてプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションでは、参加事業者による発表の後、評価委員や事務局、外部専門家との質疑応答を行う。

プレゼンテーションの様子は撮影され、後日、要員に関する部分などは除いた上で動画または画像形式で公開する予定である。なお、同資料についても浪江町ウェブサイト上で公開する。

12.3. 事業者選定

事業者選定に際しては、価格と技術評価表をもとに採点し、合計点のもっとも高い事業者に決定する。ただし、予定価格を上回った場合や技術評価で必須項目を満たしていない場合は失格となる。

今回の事業者選定においては価格以外に実績・経験と提案能力を重視した選定を行う。詳細については、技術評価表および提案様式を参照すること。

12.4. 契約締結

事業者通知がされた後は、浪江町が提示した契約書案をもとにできる限り速やかに契約締結をおこなうこと。

12.5. 事業開始にあたって

事業者は提案に基づき、作業従事者や開発環境などを整えること。
提案書に記載されている作業従事者に変更がある場合や提案書に記載されていない作業従事者を任命する場合は浪江町と協議をおこなうこと。
その他、事業の遂行に支障があることが発生した場合は、速やかに浪江町に報告すること。

12.6. 支払い

事業者は毎月の作業が完了し次第、速やかに作業報告書および実施報告書を浪江町に提出すること。浪江町は実施報告書の内容を確認の上、実績に基づき支払いをおこなう。
なお、年度末の請求については、年度末の翌月第1週までに請求金額を確定し、浪江町へ請求するものとする。

13. 契約事項

13.1. 再委託

本件の一部について再委託を希望する場合、事前に当町と協議の上、承認を得ること。その際、受託者の責任者は、再委託先業者名、再委託の内容、提供する情報の内容、再委託先の管理方法等を具体的に記載した文書を当町に提出すること。

13.2. 知的財産の帰属等

- 13.2.1. 本件の成果物に関し、著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含むすべての著作権を当町に譲渡し、当町は独占的に使用するものとする。なお、受託者は当町に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、第三者をして行使させないものとする。また、受託者が本契約の納入成果物に係る著作権を自ら使用し、又は第三者をして使用させる場合、当町と別途協議するものとする。
- 13.2.2. 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、当町が特に使用を指示した場合を除き、受託者は当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うものとする。なお、この場合、受託者は当該著作権者の使用許諾条件につき、当町の下承を得ること。
- 13.2.3. 本件の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら当町の責めに帰す場

合を除き、受託者は自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、当町は紛争等の事実を知ったときは、速やかに受託者に通知することとする。

13.3. 秘密厳守

- 13.3.1. 当町は、受託者が本仕様書に基づく作業を履行する上で必要な関連書類（印刷物及び電子データを含む。）を随時貸与する。ただし、貸与された書類等は指定された期日までに当町に返却しなければならない。
- 13.3.2. 秘密情報の提供を受けた場合、受託者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずること。
- 13.3.3. 受託者は、貸与された書類等を本仕様書に基づく作業の目的以外に使用してはならない。
- 13.3.4. 本仕様書に基づく全ての作業において、当町が開示した資料等、受託者の知り得た情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。なお、業務上の必要から第三者に開示する必要がある場合は、事前に当町と協議し承認を得ること。

問い合わせ先

浪江町役場二本松事務所 復興推進課 （小島・金山・佐藤・吉永・山田）
電話番号: 0243-62-4731
メールアドレス: tablet-project@town.namie.lg.jp

特記